

## 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

	第 号 年 月 日
様  公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団 理事長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
年 月 日に開示等の申出のありました個人情報については、公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団個人情報保護規程第18条第3項の規定により、申出のあった日から起算して60日以内（訂正・利用停止については65日以内）に個人情報の相当部分について開示決定等を行い、残りの個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。 なお、開示決定等を行ったときは、通知します。	
申 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止
申 出 に 係 る 個人情報の内容	
60日以内（訂正・利用停止については65日以内）に個人情報のすべてについて開示決定等を行うことができない理由	
個人情報の相当の部分について開示決定等を行う期限	年      月      日
残りの個人情報について開示決定等を行う期限	年      月      日

問合わせ先 公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団

電話